

パブリックコメント

南相馬市敬老祝金等条例の一部改正の概要

1 条例改正の趣旨

市では、高齢者への敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の増進を図るため、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）、100歳（百寿）の節目の年を迎えた方へ敬老祝金又は記念品（以下「敬老祝金等」といいます。）を支給していますが、77歳の支給額の見直しと合わせて、総合的な高齢者福祉施策を進めるため、南相馬市敬老祝金等条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の背景

平成30年7月20日に厚生労働省が発表した「平成29年簡易生命表の概況」によると、男の平均寿命は81.09歳、女の平均寿命は87.26歳となり、医療水準の向上などによって、今後も伸びると見込まれています。

また、本市の住民基本台帳に基づく高齢者の割合は、平成30年9月末現在で34.4%となっており、平成37年度には37.1%にまで達すると予測されています。

このような状況から、高齢者の健康や生きがいがづくりのほか、高齢者の社会参加や地域内での世代を超えた交流などを促進し、ともに支え、助けあう地域福祉の推進が求められています。

市では、東日本大震災以降休止している市主催の敬老会のあり方を検討するため、平成30年9月に、行政区を対象として「敬老会の開催に関するアンケート」を実施しました。その結果、「震災前のように各区での開催が望ましい」が58.3%で最も高く、次いで「身近な会場での開催が望ましい」が34.0%となり、敬老会の再開を望む回答が全体の9割を占めました。

現在では、平均年齢が男女とも80歳を超えており、敬老祝金等の趣旨や敬老祝金等の支給継続を踏まえ、平均寿命を下回る77歳の支給額の見直しと合わせて、市主催の敬老会の再開をはじめとする総合的な高齢者福祉施策に取り組んでいく必要があります。

【図表1】敬老祝金等の支給対象者及び支給額

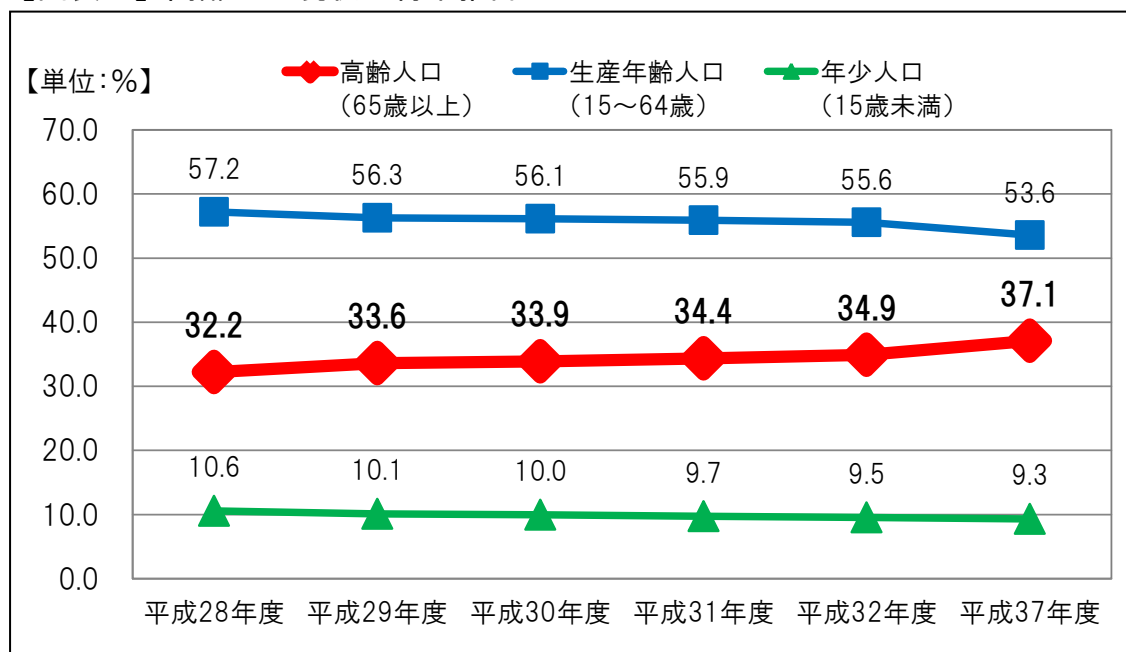
支給対象者	支給額
77歳	10,000円
88歳	10,000円
99歳	10,000円相当の記念品
100歳	100,000円

【図表 2】 平均寿命（全国）

性別	平均寿命
男	81.09 歳
女	87.26 歳

出典：厚生労働省「平成 2 9 年度簡易生命表」

【図表 3】 高齢化の現状と将来推計



出典：南相馬市高齢者総合計画

【図表 4】 敬老会の開催に関するアンケート結果

設問	選択項目	割合
今後の敬老会のあり方は	①震災前のように各区での開催が望ましい	58.3%
	②身近な会場での開催が望ましい	34.0%
	③その他（市で開催する必要はない等）	7.7%

3 条例改正の内容

77歳の支給額を、現行の「10,000円」から「5,000円」に改正します。

年齢	改正前	改正後
77 歳	<u>10,000 円</u>	<u>5,000 円</u>
88 歳	10,000 円	10,000 円
99 歳	10,000 円相当の記念品	10,000 円相当の記念品
100 歳	100,000 円	100,000 円

4 改正条例の施行期日

平成31年3月議会での議決を経て、平成31年4月1日の施行を予定しています。

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記の上、窓口へ持参、郵便、ファクス、電子メールなどで提出してください（法人又は団体の場合は、名称、所在地、代表者を明記してください）。

6 意見の提出期限

平成31年1月4日（金曜日）～1月24日（木曜日）

7 公表場所（閉庁日、休館日を除く）

長寿福祉課、市民課総合案内窓口、小高区役所市民福祉課、鹿島区役所市民福祉課、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 担当課

健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5239

FAX：0244-24-5740

メール：chojufukushi@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市敬老祝金等条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○南相馬市敬老祝金等条例 (目的) 第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老祝金等を支給して敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的とする。 (受給資格) 第2条 敬老祝金等の支給対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 毎年9月15日現在（以下「基準日」という。）において引き続き3月以上本市に住所を有する者であって、基準日現在までに77歳及び88歳に達するもの (2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で99歳及び100歳に達する者であって、当該年齢に達する日において引き続き3月以上本市に住所を有するもの (敬老祝金等の額) 第3条 敬老祝金等の額は、次のとおりとする。 (1) 77歳 <u>5千円</u> (2) 88歳 1万円 (3) 99歳 1万円相当の祝品 (4) 100歳 10万円 (支給時期及び支給方法) 第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。 2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。 (敬老祝金等の返還) 第5条 市長は、敬老祝金等を支給資格のない者に対して支給したときは、返還を命ずることができる。	○南相馬市敬老祝金等条例 (目的) 第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老祝金等を支給して敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的とする。 (受給資格) 第2条 敬老祝金等の支給対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 毎年9月15日現在（以下「基準日」という。）において引き続き3月以上本市に住所を有する者であって、基準日現在までに77歳及び88歳に達するもの (2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で99歳及び100歳に達する者であって、当該年齢に達する日において引き続き3月以上本市に住所を有するもの (敬老祝金等の額) 第3条 敬老祝金等の額は、次のとおりとする。 (1) 77歳 <u>1万円</u> (2) 88歳 1万円 (3) 99歳 1万円相当の祝品 (4) 100歳 10万円 (支給時期及び支給方法) 第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。 2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。 (敬老祝金等の返還) 第5条 市長は、敬老祝金等を支給資格のない者に対して支給したときは、返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。